各市町村長殿

山梨県知事 長崎 幸太郎

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく 保育所等への登園自粛要請の終了について(通知)

日頃より、県政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、6月1日から6月18日までの間、感染拡大防止対策への協力を要請しているところですが、皆様には、御理解と御協力をいただき、改めて感謝申し上げます。

さて、6月18日までとしていた県民や事業者の皆様への協力要請について、現在でも、断続的に感染経路不明の感染者が発生していることから、7月9日までを実施期間として、引き続き、別添のとおり感染拡大防止への協力要請を継続することとしたところでありますが、保育所等につきましては、社会経済活動が段階的に再開し、保育を必要とする家庭も増加していること等から、6月19日以降は、登園自粛要請を一律に実施するのではなく、地域の状況を踏まえ、対応していくこととしました。

つきましては、地域の感染状況等に注意しつつ、今後も引き続き各保育所等において、手洗いや咳エチケット、換気といった感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を避けるための行動を意識し、子どもや保護者、保育士等の健康管理にも十分に留意しながら保育を実施していただきたいと考えていますので、貴職から所管の保育所等及び保護者の方に周知していただきますよう重ねてお願いします。